

『アジア総合開発計画』説明会

広域インフラプロジェクトの概要に迫る！

参加費
無料

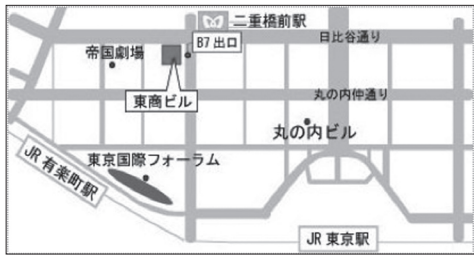
主催：東京・日本商工会議所

今年10月、ハノイで開かれる東アジア首脳会議において、「アジア総合開発計画」が承認される運びとなっています。この総合計画は、2020年を目標に東アジア諸国連合（ASEAN）と中国、インドを結ぶ広域インフラプロジェクトで、わが国のアジア政策の一端を担うものでもあります。

そこで、東京・日本商工会議所では、この計画の概要を把握すべく、東アジア・ASEAN 経済研究センター（ERIA）のチーフエコノミストで、本計画案の作成に携わる慶応義塾大学の木村福成先生を講師に、標記説明会を開催します。

今後の東アジア地域の動向を先取りする貴重な機会、ぜひご参加ください。

- 日 時：平成22年6月29日（火）10：00～12：00
- 場 所：東京商工会議所ビル7階「国際会議場」
- 講 師：慶応義塾大学経済学部 教授 木村 福成 氏
（東アジア ASEAN 経済研究センター（ERIA）チーフエコノミスト）
- 参 加 費：無料
- 定 員：200名（先着順。定員になり次第締切）
- 申込締切：平成22年6月25日（金）



【講師略歴】

1958年生まれ。82年3月東京大学法学部第3類（政治コース）卒業後、（財）国際開発センターに勤務。91年8月米ウィスコンシン大学マディソン校にて経済学博士号取得。米ニューヨーク州立大学オルバニー校経済学部助教授、慶應義塾大学経済学部助教授を経て、97年8月同教授。主な著書に、『南進する中国とASEANへの影響』（2007年、ジェトロ）『日本の新通商戦略：WTOとFTAへの対応』（2005年、文真堂）等がある。

《お申込方法》下記「参加申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAX または E-mail でお送付ください。

※本説明会の受講券は発行いたしません。定員を超えた場合に限りご連絡させていただきますので、連絡がない場合は当日、本参加申込書をお持ちのうえ、直接会場にお越しください。

《お問い合わせ先》東京・日本商工会議所 国際部

TEL 03-3283-7867／FAX 03-3216-6497

E-mail kokusai@jcci.or.jp

-----（切り取らずにFAXしてください）-----

東京・日本商工会議所 国際部 宛【FAX：03-3216-6497／E-mail：kokusai@jcci.or.jp】

『アジア総合開発計画』説明会（平成22年6月29日）参加申込書

会社名	所在地		
（業種）	〒		
TEL：	FAX：		
参加者	ふりがな 氏名：	部署／役職：	
E-mail			

※ご記入いただきました情報は、本説明会に関する連絡・受付のために使用いたします。また、東京商工会議所ならびに日本商工会議所の事業のご案内をさせていただく場合がございますので、ご了承ください。

在外日本商工会議所発

最新海外事情レポート

第 2 号

平成22年（2010年） 6月10日（木）

第2号（隔月10日 発行）

発行：東京商工会議所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-2-2

電話 03-3283-7762

日系企業のビジネス環境改善に貢献ーベトナム日本商工会

人口8,500万人、平均年齢27歳のベトナムでは、テレビ・洗濯機・冷蔵庫のいわゆる「三種の神器」と携帯電話やインターネットが同時進行で普及している。いわゆるリーマンショックに端を発する世界同時不況も、ベトナム国内市場への影響はほとんど見られず、今後も経済成長が続くものと思われる。この成長をいかに自らの成長に取り込めるのが、日本の成長戦略として重要になっている。

▼ 日越の良好な発展に向けて活動

今回は初回であるため、まずはベトナム日本商工会（略称：JBAV、会長＝阿部信弥）・（パナソニックベトナム社長）の概要についてご説明申し上げたい。

当会はベトナム北部に進出した日系企業により組織され、ベトナム政府との対話によるビジネス環境の整備や、会員交流・ビジネス交流の拡大、日越関係の良好な発展に向けた活動を行っている。1992年の設立時は26社だった会員数も、年々増加基調が続き、2010年4月1日現在は377社となっている。

▼ 労働改正法に積極対応

2009年度の後半からベトナム労働法と労働組合法の改正に向けた作業が始まった。今回は1994年に制定された労働法の全体に亘る大きな変更となる。労働法はベトナムで人を雇用すれば必ず関係する法律であることから、現地日系企業にとって極めて影響の大きい法律である。

労働法を所管する労働省（労働・傷痍軍人・社会問題省。MOLISA）は、基本的には労働者側に立つ上に、ベトナムは社会主義国であるためか、入手した改正案は企業側の意向とはかなり違和感のあるものだった。

改正内容に含まれた例として、国の一機関であり、各労働組合の上級組織に当たる「ベトナム労働総同盟」が、企業内労働組合の設立を指導したり、企業と労働者との団体交渉に入ってきたりするほか、産業単位での労働協約の規定もあった。企業側からは、企業の実態を知らない団体が交渉に入ることへの反



建国の父 ホーチミン廟

発や、過度に労働者を保護し、企業経営の自主性を規制する法律への懸念の声が上がった。

当会としては、いち早く労働法の改正案を入手し、国際協力機構（JICA）、ホーチミン・ダナンの各日本商工会と協力して改正案を翻訳し、会員からの意見照会を行った。そして、当会の事業環境委員会と、投資環境整備のための「日越共同イニシアティブ」ワーキングチームが中心となり、労働省側とミーティングを重ねた結果、外国企業団体としては唯一とされる「労働法改正意見公聴会」が3月24日に開催された。

公聴会では労働省法制局、賃金局の実務上のトップ2人が参加し、改正趣旨を説明。ベトナム日本商工会・ホーチミン日本商工会側からも代表者から質問や意見を述べた。これに対し労働省側は誠意ある対応を見せ、行政機関による干渉をできるだけ少なくして、企業の自主管理を促して行く基本方針や、日本型協調的労使関係の構築の模索、産業別労働協約制度の導入の見送りなどが言及された。

ベトナムでは今回ご紹介した労働法に限らず、毎年多くの法令が改正されており、今後ベトナムに進出する場合は、専門家や商工会等から情報を収集し、これに対処されることをお勧めする。

（ベトナム日本商工会 事務局長 小倉 政則）



経済区の導入で外資誘致を狙うフィリピン



マニラを走る乗合バス、ジブニー

▼ 外資導入が経済政策の柱

1986年のアキノ政権発足以来、フィリピン政府は、投資優遇措置と規制緩和措置を政策の中核に、外国企業の直接投資に積極的に取り組んでいる。投資優遇措置は、大きく二つの枠組みに分けられる。政府が優先的に育成を図っている分野・業種に施される優遇措置〔BOI（投資委員会）の優遇措置〕と、経済区を設置し、特定地域での事業活動に対して施される優遇措置である。

外国投資の規制としてフィリピンでは、業種ごとの外資制限比率を明示しているが、近年、外資参入は原則的に自由であるという外資開放政策を反映させ、製造業、IT サービス業を中心に規制緩和を進めている。さらに外資参入を原則自由とする考え方は、ネガティブリストが2年ごとに見直されている姿勢からも読み取れる。

▼ 経済特区の活用で全土を整備

フィリピン政府は国家の開発戦略として、外国投資家の需要に応える世界クラスの経済区、IT パーク、IT ビルディングをフィリピン全土に整備することを推進している。投資優遇措置の中でも製造業、ソフトウェアを中心に、多くの日系企業がその指定を受け、メリットを享受しているのが PEZA（フィリピン経済区庁）である。

PEZA は、その戦略を指揮する組織として、95 年特別経済区法に基づき政府関連法人として設立されたもので、地方における雇用機会の創出のために、魅力的な投資インセンティブを持つ経済区等を整備し、中小企業から大企業まで規模を問わず、外国企業の誘致を図るための事業を推進している。

PEZA による経済区内の立地企業については、以下の内容のインセンティブが付与される。

- ・パイオニア企業には 6 年間、非パイオニア企業には

- 4 年間の所得税免税期間（最大 8 年間まで延長可能）
- ・所得税免税期間終了後、国税および地方税の代わりに、総所得の 5% 納付とすることが可能
- ・機械設備、予備部品、消耗品、原材料の輸入時の関税および諸税の免除
- ・外国人投資家およびその家族に対する永住居住ビザの付与
- ・総売り上げの 30% までのフィリピン国内販売が可能
- ・その他大統領令第 226 号に基づく、PEZA 評議会で決議されたインセンティブの付与等



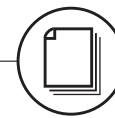
マニラ市内の経済特区入口

▼ フィリピン投資のメリット

2010 年 4 月現在のフィリピン日本人商工会議所 (JCCIPi) の会員数は 527 で、約半分の会員は PEZA によって指定された経済区に入居している製造業となっている。日本からフィリピンへの投資を考える際、PEZA 経済区への進出は、手続きの早さ、進出後のインセンティブを考えると有効であるといえる。

投資先としてのフィリピンの魅力は、日本から飛行機で 4 時間という近さ、フィリピンの共通語は英語で、当地でのコミュニケーションや従業員の教育が比較的容易で、事業立ち上げ、技術移転が非常にスムーズに行えること、さらに、外資の優遇策が充実していることにあると考えている。フィリピンへの進出に興味を持たれた際は、是非フィリピン日本人商工会議所にご連絡をいただきたい。

（フィリピン日本人商工会議所 事務局長 林 大吾）
TEL：+63-2-892-3233／FAX：+63-2-815-0317
Email：jccipi@jccipi.com.ph
URL：http://www.jccipi.com.ph



資源ブームの再来で好景気に沸くオーストラリア

▼ 回復進む、オーストラリア経済

オーストラリア準備銀行 (RBA) は本年 5 月 4 日、政策金利を 4.25% から 4.50% に引き上げた。金融危機前の 7.25% には及ばないものの、昨年 4 月に 3.00% まで落ちた金利は 10 月以降、6 回に亘る利上げが実施されている。

100 年に 1 度と言われた経済危機は、世界の金融市場を大混乱に陥れたが、オーストラリアでは、政府による大型財政出動、RBA による積極的な利下げなどの矢継ぎ早な対策、さらには、中国をはじめとする海外の底堅い資源需要が下支えとなり、早々に個人消費は持ち直し、主要国の中で唯一リセッション入り（景気後退）を回避した。昨年度は 5.7% だった失業率も 3 月には 5.3% に。フルタイムの雇用が伸びるなど、その回復ぶりは質の面からもうかがえる。

2007 年 11 月に政権交代を果たした労働党・ラッド政権は、今年、就任後はじめての選挙を迎える。当地の専門家は、「オーストラリアで政権交代が起こるには、① 飽きがくるくらいの長期政権、② 政府に対する強い不満、③ 野党の政権担当能力の方が明らかに上、といった明確な理由がある場合に限られる」と分析しており、余程の政治問題が起こらない限り、ラッド政権は継続すると見ている。

安定した政治基盤と、豊富な天然資源を武器に、今後も力強いオーストラリア経済が続くものと思われる。

▼ 日本は良好なビジネスパートナー

オーストラリア政府は従来から外資の必要性を認め、経済の発展に繋がる外国投資を基本的に歓迎する方針を採っている。日本企業によるオーストラリアへの直接投資は、1957 年に締結された日豪通商協定後の 60 年代に遡る。

当時は、鉄鉱石や石炭といった鉱山権益の取得が多かったが、時代とともにその投資対象は、不動産、IT、金融、食品など多岐に亘ってきた。近年では、中国企業による資源の大型プロジェクトへの投資、資源会社の買収を脇目に、日本企業も投資を増やしており、オーストラリアの魅力ある投資環境に活路を求めた動きも見られるようになっている。オーストラリア市場が安定した収益を見込めることに加え、オーストラ



オーストラリアの炭鉱

リア企業が買収対象として値頃感があることも、日本企業による投資が増えている一因といえる。

当地の大手銀行幹部は、「共産党政府が背後に控える中国企業とは異なり、日本企業の投資、買収に警戒感を抱くオーストラリア人は殆どいない」と言う。これは、長い年月を経て培われた日豪のビジネス関係からくるもので、オーストラリア人にとって日本は良好なビジネスパートナーと捉えられている。

▼ もっと注目すべき重要な国

2006 年に外務貿易省が行った調査では、オーストラリア市民の約 9 割が、「将来において日豪関係を一層緊密化すべき」と回答している。また同年のオーストラリアにおける日本語学習者は約 37 万人で、韓国 (91 万人)、中国 (68 万人) に次いで世界第 3 位、人口に占める割合は 55 人に 1 人と、韓国の 52 人に 1 人に次いで世界で 2 番目となっている。オーストラリアにおける日本への関心の高さをうかがうことができる。

これに対して日本人がオーストラリアに持つ関心度合いはどうだろうか。日本が輸入する、石炭の 58%、鉄鉱石の 59%、牛肉の 88%、砂糖の 42%、小麦の 21% など (2006 年)、資源、食料の相当割合をオーストラリアに依存している事実を知っているだろうか。資源、食料の安定供給を図るため、長い年月を経て培ったビジネス関係をさらに強めていくためにも、オーストラリアは日本がもっと注目すべき国の一つであると言えるのではないだろうか。

（シドニー日本商工会議所 事務局長 佐々木 和人）